

議案第203号

水源かん養林用地の管理のかしに基づく損害賠償額の決定に関する専決処分について

水源かん養林用地の管理のかしに基づく損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年8月20日次のように専決処分した。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損害賠償の相手方	損害賠償額
福岡市中央区 [REDACTED] [REDACTED]	1,669,800円

2 事件の概要

令和2年5月9日午後5時30分頃、市内早良区大字飯場995番1地内の水源かん養林用地内の樹木が強風により折れて倒れ、同用地に隣接する道路を走行中の相手方 [REDACTED] 氏所有の小型乗用自動車に接触し、同人が負傷するとともに、当該車両が破損して、損害が生じたものである。

上記について地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年9月4日

福岡市長 高 島 宗 一 郎